

火薬庫の設置又は変更する場合の手続（法第12条）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、当該火薬庫を設置しようとする場所又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第12条）

(1) 火薬庫設置又は移転許可申請手続き

○提出書類

① 火薬庫設置等許可申請書・・・様式No.45

（注）消防等関係機関に照会する必要があるので、提出用、本人控用及び照会先用をあわせて部数が必要となる。事前に産業政策課に協議すること。

② 火薬庫工事設計明細書

（注）火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

③ 定款の写し

（注）申請者が法人の場合のみ必要。

④ 火薬庫設置場所の土地の登記簿謄本

⑤ 同意書

（注）他人の土地に火薬庫を設置する場合には、土地の所有者の火薬庫設置同意書を添付すること。

⑥ 火薬庫位置図

⑦ 火薬庫状況図

（注）火薬庫状況図には、保安物件及び保安距離を明記すること。

⑧ 火薬庫詳細図

（注）火薬庫詳細図として、火薬庫配置図、火薬庫平面図、火薬庫断面図、警報装置の仕様書及び配置図、防犯錠の仕様書等を添付すること。また、法令等で基準が定められている箇所は、必ず図面に明記すること。

⑨ 火薬庫の使用期間を証明する書類

（注）2級火薬庫を設置する場合に必要。

⑩ 他法令による規制がある場合は、その許可書の写

⑪ 委任状（申請者が代理人である場合）

（注）法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。・・・書式例No.1

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

○手数料 73,000円（「納付済証」を申請書左上の納付済証貼付欄に貼付してください。）

○手数料納付方法（令和8年10月以降）

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

（注1）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

（注2）令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

（2）火薬庫の構造若しくは設備の変更工事をする場合

火薬庫の構造又は設備について変更しようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

ただし、以下で定める軽微な工事については、許可ではなく届出となるので注意すること。

- ① 火薬庫内の設備のうち、入口又は窓を構成する扉、錠その他の設備、暖房設備又は照明設備の取替えの工事
- ② 内面の建築材料の取替えの工事
- ③ 火薬庫内の照明設備をエル・イー・ディー・ランプ又はエル・イー・ディー・電灯器具に変更する工事
- ④ 火薬庫内の設備のうち、警鳴装置（感知部に限る。）の変更の工事
- ⑤ 火薬庫の通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒若しくは屋根の外面又は地下に設置する一級火薬庫の放爆用トンネルの地上の開口部上面の金網の取替えの工事
- ⑥ 火薬庫外の設備のうち、照明設備、警戒設備又は警鳴装置の変更の工事
- ⑦ 地上に設置する覆土式一級火薬庫の覆土の表面、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の変更の工事

○ 提出書類

- ① 火薬庫設置等許可申請書・・・様式No.45

（注） 変更の内容により消防等関係機関に照会する必要があるので、提出用、本人控用及

び照会先用をあわせた部数が必要となる。事前に商政課に協議すること。

② 火薬庫工事設計明細書

(注) 火薬庫工事設計明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

③ 火薬庫位置図

④ 火薬庫詳細図

(注) 火薬庫詳細図は、変更前と変更後の図面を添付すること。

⑤ 委任状(申請者が代理人である場合)

(注) 法人であって主たる事務所を県外に有する場合のみ、県内における従たる事務所の責任者に委任することができる。・・・書式例No.1

○手数料 8,300円(「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。)

○手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班